

工事費等内訳書取り扱い要領

(令和 8 年 6 月 1 日適用)

志摩市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る入札時の工事費等内訳書の取り扱いについて、次のとおり定める。

I 建設工事

1. 工事費等内訳書の提出を求める対象

志摩市が執行する（条件付）一般競争入札のすべてにおいて、工事費等内訳書の提出を求めるものとする。ただし、入札公告において提出を求めないものを除く。

上記のほか入札の執行に当たり特に必要があると認めた場合（談合情報等）には、工事費等内訳書の提出を求めることができる。

2. 工事費等内訳書の記載内容、提出方法及び無効等判断基準

（１）工事費等内訳書の提出を求める建設工事については、入札公告においてその旨明示するものとする。

（２）工事費等内訳書には、入札参加者が見積もった入札価格の内訳を記載するものとし、指定された様式「発注者が入札前に示した金抜き設計図書（仕様書）へ入札価格の内訳を記載したもの等」にて作成し、入札書に同封の上、提出するものとする。

（３）工事費等内訳書は発注者が入札前に示した設計図書（仕様書）に対応し、記載されなければならない

（４）工事費等内訳書について、次のいずれかに該当した場合には、その者の行った入札は無効として取り扱うものとする。

ア 入札時に工事費等内訳書を提出（同封）しないもの

イ 工事費等内訳書の合計金額（税抜き）と入札価格が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 設計図書（仕様書）の項目に対応した記載がなされていないなど、記載すべき項目が欠落しているもの

（例）「〇〇工事費 一式 〇円」、「諸経費 一式 〇円」等の記載

オ 工事費等内訳書内の内訳金額の計算に誤りがあるもの

（例）直接工事費と諸経費の合計が工事費等内訳書の合計金額に合わない。

カ 提出された工事費等内訳書において、労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費のいずれかの記載すべき項目又は金額が欠けているとき。
※ただし、令和 9 年 3 月 31 日までに公告する対象工事に限り、暫定的に無効としないこととする。

キ 提出された工事費等内訳書に工事名、商号又は名称の記載がないもの若しくはこれらの判別が不明であるもの

ク 上記アからキに掲げるものの他工事費等内訳書に著しい不備があるもの

3. 工事費等内訳書の確認、審査

(1) (条件付) 一般競争入札（事後審査方式）

全ての入札参加者から入札書、工事費等内訳書の提出を受け、入札書を開封したあと、同封の工事費等内訳書について、2の(4)のア、イ、カ、キの事項により確認し、入札結果調書に入札価格を記入する。

その後、資格審査時に落札候補者の工事費等内訳書の内容を確認・審査し、2の(4)のいずれかに該当し、無効となった場合は、次順位者の入札書・工事費等内訳書を確認・審査する。

なお、くじ引きにより落札候補者を決定する場合は、くじ引き後落札候補者となった者の入札書・工事費等内訳書を審査し、その結果、その者の入札書が無効となった場合は、次順位者の工事費等内訳書の確認・審査を行うものとする。

以上の手順を、落札者が決定するまで繰り返し行う。

審査の結果、落札候補者が落札者となった後、落札者以外の入札参加者に工事費等内訳書の不備が認められ、入札の無効が明らかになった場合においても、当該落札決定及び入札事務を妨げるものではない。

(2) (条件付) 一般競争入札（事前審査方式）

全ての入札参加者から入札書、工事費等内訳書の提出を受け、入札書を開封したあと、同封の工事費等内訳書について2の(4)のア、イ、カ、キの事項により確認し、入札結果調書に入札価格を記入する。その後、有効な入札を行った者で最低価格者となった者の工事費等内訳書の内容を確認・審査し、2の(4)のいずれかに該当し、無効となった場合は、次順位者の入札書・工事費等内訳書を確認・審査する。

なお、くじ引きにより落札者を決定する場合は、くじ引き後落札者となるべき者の入札書・工事費等内訳書を審査し、その結果、その者の入札書が無効となった場合は、次順位者の工事費等内訳書の確認・審査を行うものとする。

以上の手順を、落札者が決定するまで繰り返し行う。

落札者が決定された後に、落札者以外の入札参加者に工事費等内訳書の不備が認められ、入札の無効が明らかになった場合においても、当該落札決定及び入札事務を妨げるものではない。

(3) 談合等不正行為の疑いがある場合

入札前に談合情報等が入り、開札後、落札決定を保留する必要がある場合は、入札参加者全ての工事費等内訳書を確認・審査するものとし、工事費等内訳書の不明な点を説明しないものは失格とする。

4. 工事費等内訳書の確認及び審査職員

3の(1)による場合は、入札（開札）時には原則入札執行職員により工事費等内訳書を確認・審査するが、資格審査時に確認すべき事項については、発注課の担当職員にて工事費等内訳書を確認・審査する。

また、3の(2)及び(3)による場合は、入札（開札）時に発注課の担当職員も審査に携わるものとする。

5. その他

(1) 一度提出された工事費等内訳書は、書き換え、引き換えはできないものとする。

- (2) 工事費等内訳書は設計図書ではないため、これを根拠に直ちに設計変更の対象とはできないものとする。

Ⅱ 測量・建設コンサルタント等業務

1. 工事費等内訳書の提出を求める対象

志摩市が執行する（条件付）一般競争入札のすべてにおいて、工事費等内訳書の提出を求めるものとする。ただし、入札公告において提出を求めないものを除く。

上記のほか入札の執行に当たり特に必要があると認めた場合（談合情報等）には、工事費等内訳書の提出を求めることができる。

2. 工事費等内訳書の記載内容、提出方法及び無効等判断基準

- (1) 工事費等内訳書の提出を求める測量・建設コンサルタント等業務については、入札公告においてその旨明示するものとする。
- (2) 工事費等内訳書には、入札参加者が見積もった入札価格の内訳を記載するものとし、指定された様式「発注者が入札前に示した金抜き設計図書（仕様書）へ入札価格の内訳を記載したもの等」にて作成し、入札書に同封の上、提出するものとする。
- (3) 工事費等内訳書は発注者が入札前に示した設計図書（仕様書）に対応し、記載されなければならない
- (4) 工事費等内訳書について、次のいずれかに該当した場合には、その者の行った入札は無効として取り扱うものとする。
- ア 入札時に工事費等内訳書を提出（同封）しないもの
 - イ 工事費等内訳書の合計金額（税抜き）と入札価格が一致していないもの
 - ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの
 - エ 設計図書（仕様書）の項目に対応した記載がなされていないなど、記載すべき項目が欠落しているもの
- （例）「〇〇工事費 一式 〇円」、「諸経費 一式 〇円」等の記載
- オ 工事費等内訳書内の内訳金額の計算に誤りがあるもの
- （例）直接工事費と諸経費の合計が工事費等内訳書の合計金額に合わない。
- カ 提出された工事費等内訳書に工事名、商号又は名称の記載がないもの若しくはこれらの判別が不明であるもの
 - キ 上記アからカに掲げるものの他工事費等内訳書に著しい不備があるもの

3. 工事費等内訳書の確認、審査

(1) (条件付) 一般競争入札（事後審査方式）

全ての入札参加者から入札書、工事費等内訳書の提出を受け、入札書を開封したあと、同封の工事費等内訳書について、2の(4)のア、イ、カの事項により確認し、入札結果調書に入札価格を記入する。

その後、資格審査時に落札候補者の工事費等内訳書の内容を確認・審査し、2の(4)のいずれかに該当し、無効となった場合は、次順位者の入札書・工事費等内訳書を確認・審査する。

なお、くじ引きにより落札候補者を決定する場合は、くじ引き後落札候補者となった者の入札書・

工事費等内訳書を審査し、その結果、その者の入札書が無効となった場合は、次順位者の工事費等内訳書の確認・審査を行うものとする。

以上の手順を、落札者が決定するまで繰り返し行う。

審査の結果、落札候補者が落札者となった後、落札者以外の入札参加者に工事費等内訳書の不備が認められ、入札の無効が明らかになった場合においても、当該落札決定及び入札事務を妨げるものではない。

(2) (条件付) 一般競争入札 (事前審査方式)

全ての入札参加者から入札書、工事費等内訳書の提出を受け、入札書を開封したあと、同封の工事費等内訳書について2の(4)のア、イ、カの事項により確認し、入札結果調書に入札価格を記入する。その後、有効な入札を行った者で最低価格者となった者の工事費等内訳書の内容を確認・審査し、2の(4)のいずれかに該当し、無効となった場合は、次順位者の入札書・工事費等内訳書を確認・審査する。

なお、くじ引きにより落札者を決定する場合は、くじ引き後落札者となるべき者の入札書・工事費等内訳書を審査し、その結果、その者の入札書が無効となった場合は、次順位者の工事費等内訳書の確認・審査を行うものとする。

以上の手順を、落札者が決定するまで繰り返し行う。

落札者が決定された後に、落札者以外の入札参加者に工事費等内訳書の不備が認められ、入札の無効が明らかになった場合においても、当該落札決定及び入札事務を妨げるものではない。

(3) 談合等不正行為の疑いがある場合

入札前に談合情報等が入り、開札後、落札決定を保留する必要が生じた場合は、入札参加者全ての工事費等内訳書を確認・審査するものとし、工事費等内訳書の不明な点を説明しないものは失格とする。

4. 工事費等内訳書の確認及び審査職員

3の(1)による場合は、入札(開札)時には原則入札執行職員により工事費等内訳書を確認・審査するが、資格審査時に確認すべき事項については、発注課の担当職員にて工事費等内訳書を確認・審査する。

また、3の(2)及び(3)による場合は、入札(開札)時に発注課の担当職員も審査に携わるものとする。

5. その他

(1) 一度提出された工事費等内訳書は、書き換え、引き換えはできないものとする。

(2) 工事費等内訳書は設計図書ではないため、これを根拠に直ちに設計変更の対象とはできないものとする。